

陳 情 文 書 表

3 陳情第62号

「(仮称)小金井市気候非常事態宣言」の発出に際し、

ファイブサイクルCO₂概念を盛り込んで取り組むこととする 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 3 年 9 月 1 日
(西暦)

| | | | | | | |
|-----------------------|-------|---|--|--|--|--|
| 陳 情 代 表 者 | 住 所 | 小金井市緑町 [REDACTED] | | | | |
| | 氏 名 | 佐々木 昌子 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small> | | | | |
| | 連 絡 先 | ([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED] | | | | |

発言を申し出ます。

| | | | | | | |
|-------------|-------|-------|--|--|--|--|
| 発 言 者 | 住 所 | | | | | |
| | 氏 名 | | | | | |
| | 連 絡 先 | () - | | | | |

(宛先) 小金井市議会議長

| | | | | | | |
|-------------|-----|-----------------------|-----|-----|-------------|-----|
| 第1ガイド 請願・陳情 | | 第2ガイド 陳情 | | | 保 存 年 限 5 年 | |
| 受 理 年 月 日 | | 令 和 3 年 9 月 1 日 11:51 | | | | |
| 受 付 | 担 当 | 主 任 | 係 長 | 次 長 | 局 長 | 議 長 |
| 簿根 | 山下 | 渡辺 | 山浦 | 小林 | 北村 | 鈴木 |

小金井市議会議長 鈴木成夫様

件名 「(仮称) 小金井市気候非常事態宣言」の発出に際し、
ライフサイクル CO2 概念を盛り込んで起草することを求める陳情書

気候変動の脅威に対して本市が非常事態宣言発出を決断されたことは誠に時宜を得たものであり一市民としても名誉なことと考えます。

つきましては草案に「ライフサイクル CO2」概念を明記して頂くようお願い申し上げます。

以下は当方案です。

(当方案)

とともに、SDGs の目指す持続可能な社会の実現に向けて、
2050年までに

ライフサイクル CO2 概念を包含した ← (挿入)

二酸化炭素排出実質ゼロとする

「ゼロカーボンシティ」の実現を目指し、ここに 気候非常事態
であることを宣言します。

「ライフサイクル CO2」⇒始めから終わりまで、排出する CO2 のすべてを考える

令和3年9月 | 日

佐久間 昌己
小金井市緑町

陳 情 文 書 表

3 陳情第 63 号

公立保育園を存続させ、今後のあり方の検討を求むる

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)








令和 一 年 10 月 4 日
(西暦 2021)

| | | | |
|-------|-----|--|--|
| 陳情代表者 | 住 所 | 小金井市東町 [REDACTED] | |
| | 氏 名 | 小金井保育問題連絡協議会 会長 野垣成恵 [REDACTED] 印 ほか 24 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small> | |
| | 連絡先 | ([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED] | |

発言を申し出ます。

| | | | |
|-----|-----|--|--|
| 発言者 | 住 所 | 小金井市東町 [REDACTED] | |
| | 氏 名 | 野垣成恵 | |
| | 連絡先 | ([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED] | |

(宛先) 小金井市議会議長

| | | | | | | |
|---|---|---|---|--|---|---|
| 第1ガイド 請願・陳情 | | 第2ガイド 陳情 | | 保 存 年 限 5 年 | | |
| 受 理 年 月 日 | | 令 和 3 年 10 月 4 日 9:03 | | | | |
| 受 付 | 担 当 | 主 任 | 係 長 | 次 長 | 局 長 | 議 長 |
|  |  |  |  |  |  |  |

陳情代表者 小金井保育問題連絡協議会 会長 野垣 成恵

小金井市東町

公立保育園を存続させ、今後のあり方の検討を求める陳情書

【陳情項目】

1. 小金井市の考える「保育」というものを体現する施設である公立保育園は、現行のまま存続してください。
2. 今後の公立保育園の在り方について、利用者・市民を含めて検討してください。

【陳情要旨】

公立保育園は自治体の保育の実施義務を第一に負う存在であると、児童福祉法第24条に規定されています。保育に限らず自治体としてのスタンダードを体現し、その土台を築いているのが公立の施設です。

今回小金井市は、施設の老朽化や0歳児の定員割れを理由に、突然、くりのみ、さくら、いずれはわかたけ保育園も含めての廃園計画を打ち出しました。「段階的縮小」と呼びますが、この方法ですでに廃園を実施した近隣市では、在園の子どもや保護者に大きな傷を残しています。市民に犠牲を強いての廃園は、困ります。

小金井市では昨年度、市全体の保育の質を向上させるために「すこやか保育ビジョン」を策定しましたが、これをまず実施していくのは、市の職員が直接保育に当たっている公立の保育園です。2015年から実施された保育の新システムによって多様な保育施設が認められるようになり、現在市内には私立・公立合わせて大小50を超える保育施設が存在しています。このような状況の中で、「すこやか保育ビジョン」に基づき保育の質を向上させるには、民間保育園と公立保育園が連携しあい、協力し合っていくことが必要です。公立が5園では足りないのかもしれませんが。

昨年市が実施した保護者アンケートでは、くりのみ保育園でもさくら保育園でも殆どが「満足」、「概ね満足」と回答しており、利用者から信頼を得ています。広い園庭を持った歴史のある保育園をなくすことは、これまで50年以上培ってきた小金井市の保育の無形の財産を減らすこととなります。他市では、公立保育園に子育て支援センター的機能を持たせたり、地域の子育て広場として保育士が活躍しているところもあります。また、医療的ケア児の保育についても、まず自治体が責任を持つ必要があります。そういった多くの役割をこれからも担っていくためには、公立保育園は現行のまま残すべきです。

以上の理由により、陳情いたします。

| 氏 名 | 住 所 |
|------------|------------|
| [Redacted] | [Redacted] |
| | |
| | |
| | |
| | |

陳 情 文 書 表

3 陳情第 64 号

浸水対策の設計責任を建築法^士令第21号に照して
責任の存在確認を求める陳情書

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 3 年 10 月 4 日
(西暦 2021 年)

| | | | | | | |
|-------|-------|--|--|--|--|--|
| 陳情代表者 | 住 所 | 小金井市中原 [REDACTED] | | | | |
| | 氏 名 | 庁舎と福社会館の建て替えを考える会 加藤 了 敬 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。) | | | | |
| | 連 絡 先 | [REDACTED] - [REDACTED] | | | | |

発言を申し出ます。

| | | | | | | |
|-------------|-------|-------|--|--|--|--|
| 発 言 者 | 住 所 | | | | | |
| | 氏 名 | | | | | |
| | 連 絡 先 | () - | | | | |

(宛先) 小金井市議会 議長

薄根
主任

薄根

| | | | | | | |
|-------------|-----|-------------------------|-----|-------------|-----|-----|
| 第1ガイド 請願・陳情 | | 第2ガイド 陳情 | | 保 存 年 限 5 年 | | |
| 受 理 年 月 日 | | 令 和 3 年 10 月 4 日 (2020) | | | | |
| 受 付 | 担 当 | 主 任 | 係 長 | 次 長 | 局 長 | 議 長 |
| ○小松 | ○山下 | ○渡辺 | ○山崎 | ○小林 | ○北村 | ○鈴木 |

小金井

市議会議員 鈴木成夫様

2021年10月7日

浸水対策の設計責任を建築士法第2条の2に照らして責任の存否確認を求める陳情書

市は、今年3月新庁舎・(仮称)新宿社会館建設における浸水対策の追加の設計委託料関係予算1789万7千円とそれらの債務負担行為550万円、計2339万7千円を市議会に提案し、市議会は賛成多数で可決しました。浸水対策に対する一連の対応は、建築士法に照らして設計会社には問題がなかったのか、市議会として調査していただきたく陳情しました。

東京都は浸水予想区域図を2019年6月に変更し、小金井市地域安全課はこれを基に小金井市内の浸水ハザードマップを改定しました。

同年10月31日、市は東京都の浸水予想区域図の変更により計画敷地が最大1m浸水する事実を設計会社に報告していました。このまま設計を進めれば1階床は浸水してしまうことは予見できたはずですが、その後も浸水対策は双方から議論されることなく、2020年9月に初めてその必要性を議論するという事態に至りました。その結果、実施設計の追加委託料を増額補正する事態になり、工事完成時期は6カ月遅れることになりました。

私たちは、小金井市が基本設計段階(2019年6月～2020年3月末)で気づいていれば、工期は半年も遅れなかったと考えますが、設計者の責任や落ち度(過失)は皆無でしょうか。

市が開示した資料によれば、設計者は「東京都の浸水予想区域図の変更に関しては、法改正などと異なり設計事務所に情報が入るわけではないので情報提示がないと、ホームページが更新されただけでは見つけられない。」と述べています。

つまり、設計者は東京都の浸水予想区域図は法改正ではないので設計事務所に情報が入らないので、市から「変更になりましたよ」と言われないとわかりません、と言っているのでしょうか。

建築士法2条の2においては、建築士は「常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して建築物の質の向上に寄与するように、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない」との法文があります。

気象変動は毎年激甚化しているのに浸水予想区域図の変更やハザードマップの変更は設計実務の重要な調査事項ではないのだろうか?と疑問を持ちます。

建築士法2条の2「実務に精通して建築物の質の向上に寄与する」との内容に照らして、設計会社の責任が問われるのではないのでしょうか。

そこで市議会が、今回の設計会社の対応は、建築士法2条の2の規定に照らし問題はなかったか、建築設計紛争事案に詳しい弁護士など専門家に相談するなどして検証することを求めます。

以上

庁舎と福祉会館の建設を考える会

小金井市中町

加藤 了教

陳 情 文 書 表

3 陳情第 65 号

ワクチン接種者への報奨金支給制度について研究・検討を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)








令和 3 年 10 月 4 日
(西暦 2021)

| | | | | | | |
|-----------------------|--|---------------------------------|--|--|---|------|
| 陳 情 代 表 者 | 住 所 | 東京都小金井市東町 [REDACTED] | | | | |
| | 氏 名 | 市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木章成 | | | ● | ほか 人 |
| | (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。) | | | | | |
| 連 絡 先 | ([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED] | | | | | |

発言を申し出ます。

| | | | | | | |
|-------------|-------|-----------|--|--|--|--|
| 発 言 者 | 住 所 | | | | | |
| | 氏 名 | (申し出ません。) | | | | |
| | 連 絡 先 | () - | | | | |

(あて先) 小金井市議会議長

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---------|--|---|---|
| 第1ガイド 請願・陳情 | | | 第2ガイド 陳情 | | | 保 存 年 限 5 年 | |
| 受 理 年 月 日 | | | 令 和 3 年 10 月 4 日 16:59 | | | | |
| 受 付 | 担 当 | 主 任 | 係 長 | 次 長 補 佐 | 次 長 | 局 長 | 議 長 |
|  |  |  |  | |  |  |  |

小金井市議会議員 鈴木成夫 様

2021年10月4日
東京都小金井市東町
市民団体「こがねい情報公開市民会議」
事務局長 高木章成

ワクチン接種者への報奨金支給制度について 研究・検討を求める陳情書

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。

憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルスは、7月12日に第四次緊急事態宣言が発令され、その後、先月末まで2度、延長され、ようやく失効しました。ただ、この冬に向け、「第6波」が危惧されるところです。

ワクチン接種による重症化の予防効果は、すでに明らかになっているところであり、身体状況などの特殊事情で接種できない人を除く方々への接種をさらに進めていくことが、現下の最優先課題であると考えるところです。

しかし、とりわけ若い世代などでは、必ずしも積極的にワクチン接種を希望しない方々もおります。

そこで、以下の事項を陳情申し上げます。

【陳情事項】

- 1、ワクチン未接種者を減らすため、接種者に報奨金を支給する制度の導入に関して、行政と議会とで、研究・検討をおこなってください。
- 2、研究・検討にあたっては、なぜワクチン接種を希望しないのか、未接種者の意向を調査するなど、科学的にアプローチしてください。
- 3、制度導入にあたっては、市財政への影響を検討し、必要な財源は国・都・関係機関に求められるか検討してください。

以上

陳 情 文 書 表

3 陳情第 66 号

新庁舎等建設における浸水対策の遅延について、設計業者の責任を第三者による厳正な調査で説明することを求める 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)








令和 3 年 10 月 4 日
(西暦 2021)

| | | | | | | | |
|-----------|--|--|--|--|--|--|------|
| 陳情 代表者 | 住 所 | 東京都小金井市東町 [REDACTED] | | | | | |
| | 氏 名 | 市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木章成 | | | | | ほか 人 |
| | (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。) | | | | | | |
| | 連 絡 先 | ([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED] | | | | | |

発言を申し出ます。

| | | | | | | | |
|-------------|-------|-----------|--|--|--|--|--|
| 発 言 者 | 住 所 | | | | | | |
| | 氏 名 | (申し出ません。) | | | | | |
| | 連 絡 先 | () - | | | | | |

(あて先) 小金井市議会議長

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|------|--|---|---|
| 第1ガイド 請願・陳情 | | | 第2ガイド 陳情 | | | 保 存 年 限 5 年 | |
| 受 理 年 月 日 | | | 令 和 3 年 10 月 4 日 16:59 | | | | |
| 受 付 | 担 当 | 主 任 | 係 長 | 次長補佐 | 次 長 | 局 長 | 議 長 |
|  |  |  |  | |  |  |  |

小金井市議会議員 鈴木成夫 様

2021年10月4日

東京都小金井市東町 [REDACTED]
市民団体「こがねい情報公開市民会議」
事務局長 高木章成

新庁舎等建設における浸水対策の遅延について、設計業者の責任を第三者による厳正な調査で解明することを求める陳情書

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。

憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

新庁舎等建設に関して、浸水対策が遅延した事件につき、去る3月の議会答弁において以下のやり取りが行われました。

ある市議会議員は、浸水対策が一年以上遅れて見直しを行うことになった責任は市だけでなく設計者にも応分の責任はあるのではないかと10対0ですべて小金井市が悪いわけではないのではないかと、と質疑しました。これに対し、市長部局は、発注者である市が設計者に責任がないと思えば責任はない、との趣旨の頓珍漢な答弁を行っています。

一方、2020年11月12日、設計業者である佐藤総合計画は、設計者としてはプロポーザル提案時、基本設計開始時に設計条件を確認する段階で、市のハザードマップを確認している。東京都の浸水予想区域図の変更に関しては、法改正などと異なり設計事務所に情報が入るわけではないので情報提示がないと、ホームページが更新されただけでは見つけられない、としています。

さらに、CMである明豊ファシリティワークスは、2021年3月4日、浸水予想区域図は法的指針ではなく、その改定については随時確認するものではない。浸水予想区域図の改定を受けて、市がハザードマップとして整理し浸水対策の方針を提示するため、設計内容はその方針に従っているといえる、としています。

言い訳をする設計者と、設計者の責任逃れを弁護するようなCM、そして設計者の発言を丸ごと代弁する行政の言うことは信用できません。

そこで、この事件につき、以下の事項を陳情申し上げます。

【陳情事項】

- 1、設計業者の責任に関して、特別委員会は、専門的知見を有する第三者の意見を求め、その存否と程度について明らかにしてください。
- 2、前項の結果、設計業者にも責任がある場合、議会として、市監査委員に、浸水対策見直しに要する経費に関して、全額を市が負担した件につき、議決により監査請求をお願いします。

以上

陳 情 文 書 表

3 陳情第 67 号

高齢者・障がい者などが数多く利用する福祉会館に免震構造を採用しないとの差別的
設計の即時見直しを求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)





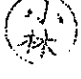


平成33年10月 4日
(西暦2021)

| | | | |
|--|-----|--|------|
| 陳 情 代 表 者 | 住 所 | 東京都小金井市東町 [REDACTED] | |
| | 氏 名 | 市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木章成 | ほか 人 |
| | 連絡先 | ([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED] | |
| (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。) | | | |

発言を申し出ます。

| | | |
|-------------|-----|-----------|
| 発 言 者 | 住 所 | |
| | 氏 名 | (申し出ません。) |
| | 連絡先 | () - |

(あて先) 小金井市議会議長

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---------|--|---|---|
| 第1ガイド 請願・陳情 | | | 第2ガイド 陳情 | | 保 存 年 限 5 年 | | |
| 受 理 年 月 日 | | | 令 和 3 年 10 月 4 日 16:59 | | | | |
| 受 付 | 担 当 | 主 任 | 係 長 | 次 長 補 佐 | 次 長 | 局 長 | 議 長 |
|  |  |  |  | |  |  |  |

小金井市議会議長 鈴木成夫 様

2021年10月4日

東京都小金井市東町
市民団体「こがねい情報公開市民会議」
事務局長 高木章成

高齢者・障がい者などが数多く利用する福祉会館に免震構造を 採用しないとの差別的設計の即時見直しを求める陳情書

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。

憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

さて、現在、西岡市長から示されている新庁舎及び新福祉会館の設計は、「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」の諸規定に違反して、障がい者などを不当に取り扱い、実害を強いるものですので、即時見直し・改善が必要です。

同条例第6条第2項は「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障害者の権利利益を侵害することとならないよう、その実施について合理的な配慮をしなければならない」と定めています。同条例第7条は「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない」と定めています。同条例第8条は「市は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合には、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしなければならない。(7) 道路、建物その他の施設の整備及び管理を行うとき。(8) サービスを提供するとき。(9) 防災に関する事業を実施するとき、及び災害が発生したとき」と定めています。

であるにもかかわらず、西岡市長は、新庁舎にのみ免震構造を採用し、新福祉会館には採用しないという、前代未聞の高齢者差別、障がい者差別の設計を強行しようとしています。

免震構造を採用しない場合、大地震の際、福祉会館は想像を絶するほど非常に大きく揺れることになり、障がいの種類や程度によっては、何かにつかまることもできない高齢者・障がい者は、生命の危険にさらされることとなります。

市長や議員や職員がいる庁舎には揺れない免震構造を採用しながら、高齢者・障がい者・乳幼児が多数利用する福祉会館には採用しないのは、差別的取り扱い以外の何物でもありません。

そこで、以下の事項を陳情申し上げます。

【陳情事項】

「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」の諸規定に違反して、高齢者・障がい者を不当に取り扱い、実害を強いる、現在の新庁舎及び新福祉会館の設計は、即時見直し・改善してください。

以上